

CONTENTS

- 1. 京都発 削減実行計画の出発
- 2. 次期枠組み交渉スタート
- 3. クレジット購入方針決定
- 4-5. 先進事例報告・交流会報告
- 6. 運載自然エネルギー普及
- 7-8. 各地の動き、各種お知らせ、事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境NGO/NPOのネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。



わたしたちはめざします

- 1. 抜本的な国内対策で京都議定書の6%削減を!
- 2. 環境重視の社会経済システムを!
- 3. 市民・地域主導で温暖化防止の促進を!
- 4. 政策決定プロセスに市民参加と情報公開を!
- 5. 南北の公平をめざし、南の人々と連携を!

URL: <http://kikonet.org/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通  
四条上る高倉ビル305  
Tel: 075-254-1011/Fax: 075-254-1012  
E-mail: kyoto@kikonet.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3  
半蔵門ウッドフィールド2階  
Tel: 03-3263-9210/Fax: 03-3263-9463  
E-mail: tokyo@kikonet.org

京都発 削減実行計画の出発

京都議定書誕生の地としての自覚が高まっている京都市は2004年に地球温暖化対策条例を制定し、2005年4月1日に施行。京都府も昨年末に条例を制定し、今年4月1日に施行した。いずれも今、対策計画(京都市)、対策推進計画(京都府)を最終とりまとめ中である。

京都府・市の条例の特徴は、CO<sub>2</sub>について、全体での削減目標をそれぞれ1990年比10%削減と定め、地域の部門別目標に割り振ったことにある。

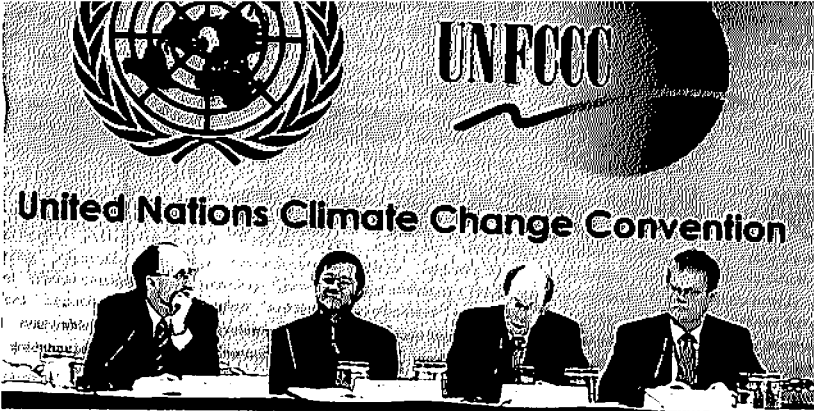
京都市では、各部門ともに、直近のデータである2002年から2010年までに10%削減する。他方京都府の計画では、民生・運輸により重い削減量を割り振り、地域別の「重点取組目標」も取り入れた。両者ともに、計画中に各部門での具体的取り組みの効果も行動指標として掲げ、府・市民参加型による実行、評価・見直しの仕組みを加え、京都府計画は中長期的目標を視野に入れている。また、排出量に大きく影響をあたえる電力の排出係数について、京都市では全国平均の排出係数を用い、京都府では関西電力の排出係数を用いているが、電力会社による見込みである2010年の係数に目標達成の可能性が大きく依存していることは共通している。

府・市ともに、1990年から2002年までは、全体としてほぼ横ばい状態にある。京都市域では1990年からこれまで、産業部門の減少と民生家庭・業務部門と運輸の増加が相殺され、現状では、産業とエネルギー転換、廃棄物をあわせると、その他の3部門とがほぼ排出を4分する関係にある。産業部門の減少は製造業の減退による影響が大きい。民生部門の増加は世帯数や床面積の増加によるが、運輸は近年、車両台数が頭打ちの状態になっている。府全体でも同じ傾向があるが、産業・運輸部門の割合が民生部門よりも大きく民生業務の増加が著しい。さらに、地域間での部門別構成比の違いが目立つ。こうしてみると、地域によって対策も異なるべきことがわかる。

府の人口の約6割が京都市に属するため、二重の目標がどのように機能するのか心配もあるが、2010年はもう目前。一昨年に改訂された国の目標達成計画における部門別目標は京都にそのまま当てはまるものではない。温暖化は確実により加速的に進行しており、その後に更なる大幅削減が待ちかまえている。時間と費用をかけて公平な配分への精度を高める努力よりも、地域の部門別目標を具体化し、各主体が取り組む目安をわかりやすい形で示そうとした動きは歓迎される。肝心なのは早く行動を始めることだ。

計画での民生業務の削減目標は重く、京都発の環境マネジメントシステムであるKESに大きく依存している。幸い、近年、KESへの参加事業所が急速に増加しているが、その目標設定に府や市の部門別目標数値を反映させていくことが必要だ。ホテルグランヴィア京都ではKESステップ2の認証取得をきっかけに昨年1年で電力19.3%、水6.5%削減し、3,500万円の節約効果をあげた。このような取り組みを実行しない手はない。

気候ネットワーク代表 浅岡美恵



# 温暖化防止の 次期枠組み交渉 スタート

まとめ：水野菜々子（気候ネットワークインターン）

2013年以降の京都議定書の次のステップについての国際交渉が5月15～26日、ドイツ・ボンにて開催されました。「附属書1締約国（いわゆる先進国）の更なる約束のための特別作業部会第1回会合」と「長期的協力のための行動に関する対話」が、第24回気候変動枠組条約補助機関会合と連続・並行して開催されました。

## 先進国の次の削減目標の交渉がスタート

5月17～25日までは、「先進国の更なる約束のための特別作業部会」第1回会合（AWG1）が開催されました。これは、京都議定書の3条9項に基づき先進国の2013年以降の約束（削減義務）が検討される場です。議長にはかつて気候変動枠組条約事務局長であったマイケル・ザミット・クタヤール氏（マルタ）が選出されました。会合では、途上国は、先進国の第2約束期間の目標は第1約束期間より厳しくあるべきだとし、またその詳細を2008年までに決定すべきだと主張するとともに、多くの途上国がグリーン開発メカニズムのより広範な活用を期待する発言をしました。また、EUは2050年までに15～50%の温室効果ガス排出量を削減する必要性を繰り返し主張しました。日本は第2約束期間が政治力ではなく徹底的な科学的分析に基づくものであるべきだと述べました。全体的には、先進国が条約の究極目標（危険でない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること）を掲げて主要途上国の削減への参加を望むのに対し、途上国は先進国の数値目標のみ改正すればよいとする立場の違いが表れましたが、議長のリーダーシップにより最終日に「作業計画」（Planning of future work）が採択されました。作業計画は、先進国の次期削減数値目標の合意に向けて作業を進めることを確認し、条約の究極目標を視野に入れ、条約や議定書の他のプロセスならびにIPCCからの情報とも関連付けていくこととし、長期的視点で世界全体の削減のあり方を念頭にした議論をすべきとの先進国側の考え方を盛り込んだものとなっています。

## 「気候変動に対応するための 長期的協力の行動に関する対話」

2006年5月15・16日には「気候変動に対応するための長期的協力の行動に関する対話」（対話）が開催されました。対話は2005年カナダ・モントリオールで開催されたCOP11で、気候変動枠組条約の下に設定されたもので、米国や途上国を巻き込みながら長期の温暖化対策について議論する場です。しかし対話は、米国の主張が反映された結果、今後の交渉や約束につながらないことが予め決められているという制約もあります。ボンでは2名の議長、ハワード・バムジー氏（オーストラリア）と、サンディ・デ・ウェット氏（南アフリカ）が選出され、約190の国及びオブザーバーが参加しました。

そして、①持続可能な開発、②適応（干ばつ等、気候変動の悪影響に対応するための措置）、③技術による最大限の可能性の実現、④市場の役割の活用、の4つのテーマを含む戦略的アプローチについて意見交換が行われました。今回の対話は今年11月にケニアのナイロビで開催されるCOP12と同じ会場で並行して開催されます。

## 第24回補助機関会合

5月18～26日には補助機関会合（SB24）が開催され、気候変動基金や、適応（気候変動の悪影響に対応するための措置）に関する5ヵ年計画などについての話し合いが行われました。

## 評価と展望

昨年のCOP11後、議長国カナダが保守党へ政権交代したことに伴い、プッシュ政権と共に会議の進展を妨害するのではないかと懸念もありましたが、先進国の削減義務に関する交渉ではAWG議長のクタヤール氏のリーダーシップにより作業計画の採択に至ることができました。これは、AWGの議論を着実に進めるためにも重要であり、今後の交渉に向けてまずまずのスタートを切ったと言えるでしょう。今後は、先進国が自らの大幅排出削減の約束とそのための行動を加速させつつ、先進国・途上国ともに、気候変動問題の緊急性を直視し、効果的で野心的な削減を可能とする枠組み作りを協力的に進めることが求められます。

### コラム1：3つの会合の内容

- 「AWG」：京都議定書で定められた2008～2012年の削減目標に続く2013年以降の削減について議論する会合です。
- 「対話」：条約の下に設置された長期の温暖化対策について議論する場ですが、交渉をする場ではなく意見や経験の交換をする場と位置付けられています。
- 「SB」：1年に2度定期的に開催されているもので、気候変動に関わる科学や、温室効果ガス削減のための技術などについて話し合いが行われる場です。

### コラム2：作業計画に記された議題リスト

- 作業計画では、AWGで議論すべき議題について、次のように整理しています。
- ・先進国の次の約束を決めるための科学的根拠（温室効果ガス安定化シナリオなど）
  - ・先進国の排出予測と削減ポテンシャル（2020・30・50年など）
  - ・京都議定書の実施における経験の共有（効果的な政策措置など）
  - ・先進国の次期約束の構造（目標期間、対象部門や排出源、数値目標の差異化、数値目標達成の補完的手段（セクター別アプローチ等）、京都メカニズム、技術移転）
  - ・法的課題（改正の範囲、京都議定書の改正提案など）

# 政府が海外のクレジット購入方針決定

5月に、2004年度の温室効果ガスの総排出量は13億5,500万トン、京都議定書基準年比で8%の増加となったと発表された。議定書の6%削減までは未だ14%のギャップがある。そんな中政府は、不足分について京都メカニズムを利用して海外からクレジットを購入する方針を固めた。

## ●税金を充てて1億トン分買ってくる

図にある通り、このままでいくと2010年の排出量は基準年比6%増になると見込まれており、国内対策で6.5%、森林吸収で3.9%の削減を行うとしている。残る1.6%分について、今回、政府自らが予算を取って国外からクレジットを購入してくる方針を固めた。1.6%とは1億トンに相当する。

具体的には、海外事業から発生した削減量を政府が取得するため、公募によって事業者等とクレジット購入契約を締結する(契約事務はNEDO(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)に委託)。このために環境省・経済産業省両省は、2006年度に54億円分の予算を確保し、この予算を前払い金として「国庫債務負担行為」という仕組みで実際には122億円分の契約を行い、残金はクレジットの引渡し後に支払うという方法を取る。1億トン分を購入するための総額はクレジット価格により変動するが、単純に1トン当たり1,000円としても1,000億円となる。両省はそれを上回る額になるよう毎年予算要求を積み増していくことだろう。

政府はこの体制を整備するために先の国会で、温暖化対策推進法、NEDO法、石特法の改正を成立させた。また京都議定書目標達成計画も改定し、クレジット取得の基本方針などを定めた。

## ●そもそも国内対策は最大限努力したと言えるのか

好き嫌いを抜きにしても、政府はこうして目標達成不足分の補填措置を整備した。しかし、「国内対策を最大限努力しても足りない分」との説明を、素直に受け止めていいのだろうか。気候ネットワークのこれまでの分析によっても、国内政策は決して十分ではなく、炭素税や自然エネルギー固定価格買取制度などの実効性ある制度は実現していない。やれることを多々残したまま、1,000億円以上になるであろう国の予算(=私たちの税金)を国外の事業へ出資することは、日本の温暖化防止社会の構築にとって本当に望ましいことと言えるのだろうか。

## ●気になる海外事業の環境配慮

クレジット購入で想定されている事業の多くは途上国での削減事業であるCDM(クリーン開発メカニズム)である。CDMは、途上国の持続可能な発展に寄与することを目的の一つとしており、日本のクレジット取得事業でも当然、途上国の環境破壊や、現地住民が望まない技術の押し付けがあつて

はならない。これについては温暖化対策推進法の審議においても問題に挙げられ、「ガイドラインの策定等により当該プロジェクトの実施地における自然環境、地域住民等への配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること(参議院附帯決議)」などと衆参両院で指摘されている。政府は、環境配慮に関するガイドラインを早急に定めるべきであろう。

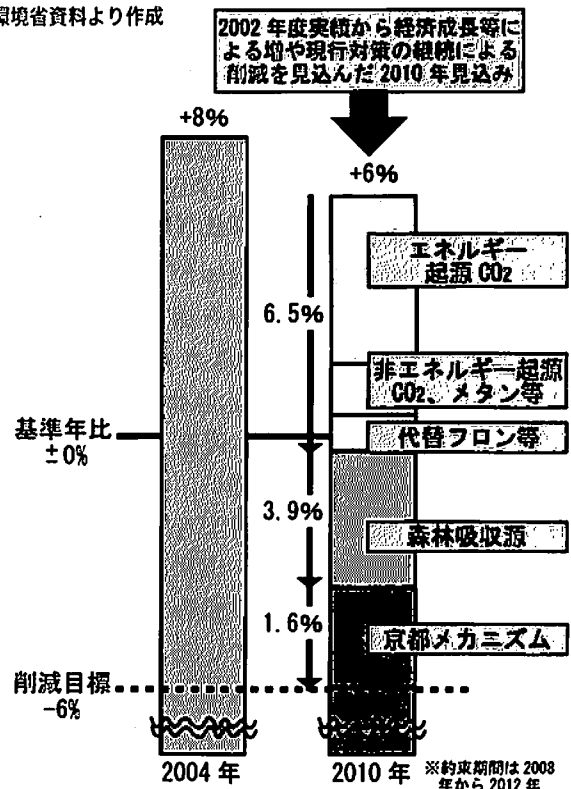
## ●京都メカニズム利用は1.6%に止まらない

日本の京都メカニズム利用には、もう一つ隠れた問題がある。図のうち、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の6.5%削減分は国内で削減するよう分類されている。しかしながら、実はこの中でも京都メカニズムを利用できる道を開いている。

エネルギー起源CO<sub>2</sub>は日本の排出の約9割を占める温暖化の主要因だが、その対策の大部分は日本経団連の自主行動計画に委ねられている。それ自体が政策の欠如であり問題であるが、政府は、業界が自主目標を達成する手段として京都メカニズムの活用を認めているのである。既に、原子力発電が予定通りに進まず自ら定めた目標を達成できない電気事業連合会が京都メカニズムで補填する方針を明らかにしており、複数の業界も同様の方針を出している。このように企業が自らの努力を果たさず海外から補填する道を野放しにすれば、国内対策のかなりの部分が京都メカニズムで埋め合わせられることにもなりかねない。政府は、政府の責任で実施する1.6%分についてのみならず、企業の京都メカニズム利用についても早急に明確なルールと制限を定める必要がある。

図：日本の温室効果ガス排出量と削減の見通し

※環境省資料より作成





# 地域の温暖化対策 先進事例報告・交流会



地域をあげた省エネの取り組み：エコポイント事業  
中西輝氏・山本篤志氏（三重県）

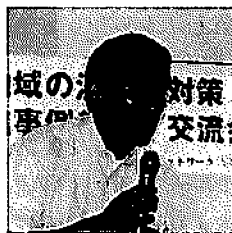
2001年から、グループ単位で省エネ活動を行い、削減できた量（ポイント）に応じて活動支援金を支給する「エコポイント事業」を実施してきた。ピーク時には県内で2万5,000世帯の参加があったが、現在は減少傾向にあり、参加グループも固定化しつつある。把握対象が電気だけからガス、水道まで増えたこと、エネルギー消費量の削減を継続することの難しさなどが背景にある。省エネ活動を推進する上ではインセンティブが必要である。また、事業者を巻き込むことも重要だ。今年から個人参加型の事業も開始して貯めたポイントを協力事業者の店舗で割引として使用できるようにした。協力事業者に対して県から財政支援を行い、さらに事業の広報チラシで協力事業者の紹介をしている。今後も仕組みの改善を進め、参加者の増加に努めていきたい。



自治体向けの環境マネジメントシステム：LAS-E  
多比良康彦氏（環境自治体会議）

環境自治体会議では、自治体が環境配慮や環境政策に熱心に取り組む仕組みを確立・運用し、その内容が環境自治体としてふさわしいかチェックするための基準「環境自治体スタンダード（LAS-E）」を運用している。現在5自治体に取り組んでいる。ISO14001と違い、マネジメントの規格ではなく、環境政策の目安を提供するものであり、政策パフォーマンス、市民参加を重視している。独自目標の設定、取り組み成果のチェックでは市民参加が必須となっている。小規模自治体でも取り組みやすく、環境政策の進行管理と連動させることが可能であり、ISOに比べて取得費用

も安い。3つの部門、ステージ（レベル）に分かれており、行政内での取り組みからはじめて、地域政策全体における環境配慮にまで発展するようにしている。実施自治体ではCO<sub>2</sub>削減などの効果が現れている。自治体の場合、取り組みを行政内だけで終わらせるのではなく、環境政策のパフォーマンスを向上させていくことが重要だ。



自然エネルギー導入の取り組み：  
グリーン電力証書購入  
山崎智通氏（東京都板橋区）

板橋区は以前から温暖化対策に熱心に取り組んできた。昨年策定した地球温暖化防止地域推進計画では、1990年比で2012年までに温室効果ガスを6%削減する目標を立てている。1995年に開設したエコポリスセンターで使用する電力について、2003年からグリーン電力証書を購入している。日本自然エネルギー株式会社と契約し、kWhあたり4円で年間20万kWhの自然エネルギーを秋田県にある風力発電所から購入していることになっている。この取り組みには、風力発電導入支援、CO<sub>2</sub>削減の長期的な担保、行政による率先活動・PR、などの意義がある。しかし他自治体の関心は高いものの、なかなか進んでいない。長期間（15年）の契約となるため、単年度主義の自治体には難しい。議会等を説得する必要がある、行政側のやる気が重要となる。



自然エネルギー100%の地域づくり  
吉澤晴之氏（岩手県葛巻町）

葛巻町ではまちおこしの一環として自然エネルギーに取り組んできた。視察が年間3,000人を超すなど注目を受けている。1999年に新エネルギービジョンを策定し、当初は風力発電が中心だったが、近年では、バイオマスにも力を入れ、畜産と木質のバイオガスプラントを導入している。ペレッ

地域での温暖化対策が活発化しており、その中では全国的にも注目を集める事例が見られるようになっていきます。今回はそうした先進事例に関する情報を共有し、さらに、関係者間の交流を図ることを目的に、2006年6月17日に先進事例報告・交流会を開催しました。

トストーブの普及にも力を入れており、森林組合がストーブのリース事業を実施している。さらに、2004年に省エネルギービジョンを策定し、町全体の省エネにも取り組んでいる。この取り組みでは、住民が大きな役割を果たしている。学校での環境教育にも重視し、力を入れている。エネルギー自給率100%を目指し、今後も取り組みを進めていきたい。



環境教育プログラム：  
フィフティー・フィフティー  
染谷有美子氏  
(国際環境 NGO FoE Japan)

フィフティー・フィフティーは、公立学校で生徒や教職員が協力して省エネ活動を行い、節減できた経費の一部を学校に還元するという取り組みだ。ドイツのハンブルク市ではじまり、現在ドイツでは2,500～3,000校で実施されている。日本では30以上の自治体で実施されている。お金の分配方法や使い道などは自治体によってさまざま。主に、教材、消耗品購入や、さらなる省エネ対策の費用(省エネ機器、節水ゴマ)などに充てられている。FoE Japanでは、杉並区と協同で、エコオーディット(学校版環境マネジメントシステム)とあわせて実施している。フィフティー・フィフティーは、環境教育、温暖化防止、経費節減の意味合いがある。今後、取り組みを実施している自治体のネットワークを形成していく必要がある。



地域での温暖化対策 市民活動支援の仕組みづくり：  
進捗報告・交流 1%支援制度  
寺沢和博氏(千葉県市川市)

昨年からの1%支援制度を実施している。地域活動の重要な担い手である市民団体、NPOを財政面で支援することを目的にした取り組みである。市民団体から事業提案を受け、それを納税者に公表する。納税者は支援したい団体を一つ選び、それにもとづいて市はその納税者の市民税の1%分を

団体に対して補助金として支給する制度だ。市民が支援先を決め、税金の用途を選べる、日本初の制度である。昨年は83団体から申請があり、5,500人の市民が参加した。実施後、市民から多くの意見が寄せられ、認知度の低さ、届出方法の難しさ、などが指摘された。今年で2回目となるが、市民活動支援という目的を忘れずに取り組みを進めていきたい。他自治体の関心も非常に高いが、まだ導入は進んでいない。他でも是非実施していただきたい。



コメント  
田中充氏(法政大学教授)

各事例に共通しているのは、環境と経済をつなげた取り組みであるという点だ。温暖化対策を実施する上では、取り組みと経済的な利益をどうつなげていくかが非常に重要になる。意識啓発や教育も重要だが、それだけでは限界がある。また、これらの事例は他地域でも応用可能だと思う。地域に持ち帰って、実現可能性については是非検討していただきたい。また先進事例間で情報交流を進めいくことも今後の対策推進において非常に重要であり、そのためのネットワークを形成することが必要だ。

まとめ：気候ネットワーク



## 地域活動と連動した市民共同発電所の設置

これまで日本における自然エネルギーの普及を支えてきた市民の取り組みに、「市民共同発電所」がある。市民が出資して共同で自然エネルギー発電設備を所有もしくはその普及を支援する市民共同発電所は、反原発運動、温暖化防止、まちづくり、などの取り組みと呼応しながら全国に広がってきた。2006年3月に横浜で開催された「第4回市民共同発電所全国フォーラム」での報告によれば、その数は100基以上にものぼり、その形態も多様化している。

### ■廃品回収を利用した発電所の設置

静岡県掛川市では、NPO法人「エコロジーアクション桜が丘の会」（エコ桜が丘）が中学校区の廃品回収活動によって得た収益を用いて市民共同発電所の設置に取り組んでいる。この取り組みでは、市民が家庭で使用されなくなった生活用品をリサイクルに出すことが、市民共同発電所の支援につながっている。年間2回の回収を行い1回の廃品回収で約40万円の収入がある。取り組みの成果として、2004年には中学校に太陽光発電が設置され、ここでは環境学習も実施されている。

エコ桜が丘の取り組みが地域に理解され広がった背景には、自治体によるバックアップがある。それによって学区内のみならず学区外の協力者を得ることができ、活動が広域に広がり参加者を増やすことにつながった。

### ■リユースショップを利用した発電所の設置

東京都練馬区では、環境まちづくりに取り組むNPO法人「エコメッセ」が都内4カ所にリユースショップを開設し、売上から資金を積み立てて太陽光発電の設置に取り組んでいる。2004年には練馬区内にある大学と幼稚園にそれぞれ太陽光発電を設置した。

この取り組みは、市民が家庭で不要になった衣類・雑貨などを提供、あるいは商品を購入することが太陽光発電の普及を支援することにつながるもので、購買行動を通じて基金を積み立てることができ、特別に関心を持っていない市民にも働きか

けることができるという点に特徴があると言える。

### ■市民共同発電所の広がりについて

今回紹介した取り組みに共通しているのは、太陽光発電を設置するために必要な費用を廃品回収やリユースショップといった事業によって資金調達を行っていることだ。家庭で使用しないものをリサイクルやリユースに出すだけなので、温暖化問題や自然エネルギー普及に特別関心のない人でも間接的に参加することができる。

これまでの市民共同発電所では、参加者が経済的に損をすることが多く、資金集めが取り組みを広げていくための課題となっていた。また、野洲市や大木町で実施されているような地域通貨を通じた取り組みは、優れたモデルではあるものの、制度設計が難しく、他地域への広がりには欠けていた。それが、地域活動によって得られる資金をもとに取り組むことで、資金集めを容易にし、他地域でも同様の活動を行っているコミュニティで取り入れられ、より幅広い主体に市民共同発電所が広がる可能性を持つようになってきた。

このように市民共同発電所の取り組みが多様な形で広がる一方、日本のエネルギー政策にはこれまでの運動の成果が反映されていない。日本では自然エネルギーの普及にかかる市民の経済的負担は依然大きいままである。風力発電の導入が進んだデンマークでは、風力発電設備の設置者が「デンマーク風力発電所有者協会」を結成し、電力会社や政府に対して普及制度の整備を要求することで、経済的に損をしない仕組みづくりを実現した。

市民共同発電所全国フォーラムは、発電所設置者でつくられたネットワークである。今後は、取り組みを広げていくだけでなく、こうした場を利用して政策化へのアプローチや制度設計について検討し、政策に対する影響力を強めていくことが求められる。

参考：和田武、2004、「自然エネルギー先進国のとりくみと地域住民の役割」『議会と自治体』第69号：36-44。

まとめ：清水玄太（気候ネットワーク自然エネルギー普及研究会）

## Nagasaki

## ●太陽光発電所ネットワーク 長崎地域交流会立上げフォーラムの開催

「太陽光発電所ネットワーク (PV-Net)」は、情報の共有・発信、設置者の相談窓口、グリーン電力証書の取り組みなどを行う、太陽光発電ユーザーを支援するためのネットワークである。近年、その取り組みは様々な地域へと広がり、今般、長崎地域で交流会立上げのためのフォーラムが開催される。

□日 時：2006年7月15日(土) 14:30～17:30

□場 所：旧香港上海銀行長崎支店記念館1階ホール □参加費：無料(申込み必要)

□連絡先：太陽光発電所ネットワーク長崎地域交流会準備会事務局

〒850-0911 長崎県長崎市東山手町1-10 エコネットながさき気付

TEL: 095-822-3061 FAX: 095-822-3061 E-mail: cqj06102@nifty.com

## Kyoto

## ●京都市で特定事業者の排出量の公表始まる

京都市の地球温暖化対策条例で定められた、一定規模以上の事業者に義務づけられている「特定事業者排出量削減計画書」及び同「報告書」の公表が6月19日より始まった。特定事業者(141件)による温室効果ガスの合計排出量は、222.5万トン-CO<sub>2</sub>(平成16年度実績値)で市内総排出量に占める割合は27.1%(平成14年度実績値(821.5万トン-CO<sub>2</sub>))になる。同計画書については、HP(<http://www.city.kyoto.jp/>)で確認できる他、「温室効果ガス排出量内訳書」及びその他の添付書は、京都市の地球温暖化対策課窓口で閲覧できる。

## 各地のイベント情報

## ■第4回イクレイ日本セミナー

「住民と共に挑戦する家庭の地球温暖化対策～地球温暖化防止事例・成果データベースから～」

○日時：2006年7月12日(水) 14:00～17:00

○会場：環境パートナーシップオフィス会議室(東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2F)

○定員：50名(先着順) ○参加費：1,000円(イクレイ会員自治体職員は無料)

○申込方法：所属、氏名、電話番号、FAX、Emailをご記入の上、6月30日(金)までに、EmailまたはFAXで、下記連絡先にご送付ください。お申込みいただいた方には、参加決定通知を送付します。

※申込書は、イクレイ日本のHP(<http://www.iclei.org/japan>)からダウンロードしてください。

○連絡先：イクレイ日本 担当：伏谷(ふしたに)

TEL: 03-5464-1906 FAX: 03-3797-1906 Email: office@icleijapan.org

## ■連続セミナー(全5回)『「日本の環境首都」を誕生させよう!ヨーロッパに学ぶ環境のまちづくり』

「～日本の環境首都誕生をめざして～コンテストの醍醐味」

○日 時：第5回 7月19日(水) 18:30～21:00

○会 場：池坊短期大学 美心館42(京都市下京区四条室町鶏鉾町) 定員：100人

○参加費：各回：環境市民会員・学生500円、非会員700円

連続参加の割引料金：環境市民会員・学生2,000円、非会員3,000円

○申込方法：(1) 氏名、(2) 電話番号、(3) 所属、(4) 会員or非会員、(5) 参加人数、(6) 参加を希望されるセミナーの回を下記のメールアドレスにお送り下さい。メールの件名は「セミナー参加申し込み」で。

○申込み先アドレス：ecocity@kankyoshimin.org

○主催・問合せ先：環境市民エコシティー研究会 TEL: 075-211-3521 FAX: 075-211-3531

〒604-0932 京都市中京区寺町通二条下ル呉波ビル3F-A

## Disclose

## 温暖化防止情報開示訴訟、対象事業所一覧マップを公開

気候ネットワークは、2004年6月、省エネ法第1種事業所の2003年度エネルギー消費に関する定期報告の情報の開示請求を行った。その結果、対象事業所の4,283事業所については開示がなされたものの、残り750事業所については開示されなかったため、東京・名古屋・大阪地裁において提訴した。

その後、2006年5月になって、経済産業省は突然、訴訟対象事業所の半数にあたる事業所の非開示決定

を「開示」に変更する旨決定し、開示文書が送付されてきた。この情報をわかりやすく伝えるために、代表的な事業所として訴訟対象となっている「開示」に変更した14事業所及び非開示のままの14事業所の一覧を地図にまとめ、インターネットで公表(下アドレス)した。

気候ネットワークは今後、訴訟対象事業所としていない非開示事業所等についても順次掲載していく予定だ。

問合せ：東京事務所

<http://www.kiconet.org/iken/kokunai/2006-6-16.html>



## 第8期自然エネルギー学校・京都

第8期自然エネルギー学校・京都を開催します。2006年8月から2007年1月にかけて、月一回程度のペースでワークショップや見学を取り入れたプログラムを通して、自然エネルギー利用と普及の方法について学び、普及のためのネットワークづくりに取り組んでいきます。

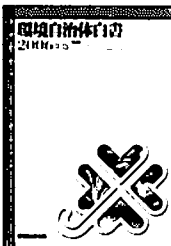
- 日程：2006年8月～2007年1月  
(全6回、土曜日に開催、第3回のみ宿泊見学)
- 会場：京エコロジーセンター  
(第3回、第5回は見学のため別会場)
- 定員：30名(先着順、原則として全回参加可能な方)
- 参加費：14,000円(第3回の宿泊費等含む)
- 主催：京エコロジーセンター
- 企画・運営：自然エネルギー学校・京都
- 申込み・問合せ先：気候ネットワーク事務局(担当：岡)



## 環境自治体白書 2006年版

各自治体の環境への取り組み状況や全市区町村のCO<sub>2</sub>排出推計・将来予測値一覧などが掲載されている。

2006年5月発行 価格：3,000円(税別)  
 問合せ：環境自治体会議  
 TEL：03-3263-9206 FAX：03-3263-9463  
 E-mail：jimukyoku@colgei.org



## 地域での温暖化防止に向けた 戦略会議を開催しませんか

—普及啓発を超えた実践活動の展開に向けて—

地域での温暖化対策のあり方について、多様な主体が一堂に会して議論する、「地域パートナーシップ戦略会議」を開催する地域を募集しています。

### 地域戦略会議の概要・目的

- ・地域のNGOや市民、自治体、推進員などの主体が一堂に会し、地域の温暖化対策のあり方について議論・検討する
- ・地域の温暖化対策の先進事例・情報について共有する
- ・地域の主体間の関係づくり、実践活動実施のきっかけにする

### 地域戦略会議の内容

- ・他地域の先進事例、情報紹介  
(気候ネットワークより)
- ・参加者(NGO、自治体等)からの報告  
(取り組み、成果、課題)
- ・今後の対策のあり方、具体的活動の企画についての議論、ワークショップ等

- \* 地域戦略会議開催に伴う費用(上限あり)は、気候ネットワークで負担させていただきます。
- \* 5地域程度で締め切らせていただきます。
- \* 応募方法：気候ネットワーク京都事務所まで電話、E-mail等にてご連絡下さい。

## 事務局から

- アンケートへのご協力ありがとうございました。  
 第48号に同封して発送しましたアンケート調査には、110名の方から回答がありました。情報源として活用していただいている等、概ねよい評価をいただきました。写真・図の量や「温暖化防止ストリート」の色について良くないとの回答もあり、今後改善していく予定です。今後とも通信やストリートの内容、気候ネットワークの活動へのご提案・ご意見をお寄せください。
- 大学省エネ推進プロジェクトの拡充  
 大学生協等との連携を進めています「大学生向けの省エネ製品促進事業」を、今年度は京都・奈良・滋賀の6大学で、「平成18年度主体間連携モデル推進事業」として実施します。
- 2006年度の総会を開催いたしました。  
 2005年度の事業・収支報告、2006年度の事業・予算が承認されました。ご参加いただきありがとうございました。
- 銀行振込先口座を変更しました。  
 会費等のお支払いの際は、ご注意ください。
- ご支援に厚くお礼申し上げます。  
 国際交渉から地域の活動まで、ますます市民・NGOの課題や役割が大きくなってきています。今後ともご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

次の方から寄付をいただきました。誠にありがとうございました。

小関千秋、中須雅治、森崎耕一、余語盛男(敬称略、順不同、2006年5月～6月)

## 特定非営利活動法人 気候ネットワーク

代表：浅岡美恵  
 副代表：須田春海  
 事務局長：田浦健朗

気候ネットワーク通信 49号  
 2006年7月1日発行(隔月1日発行)  
 編集/DIP：岡優子、豊田陽介、平岡俊一

URL：<http://kikonet.org/>

### <京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通  
 四條上る高倉ビル305  
 Tel:075-254-1011/Fax:075-254-1012  
 E-mail: kyoto@kikonet.org

### <東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3  
 半蔵門ウッドフィールド2階  
 Tel:03-3263-9210/Fax:03-3263-9463  
 E-mail: tokyo@kikonet.org

### 郵便振替口座

00940-6-79694 (気候ネットワーク)

### 銀行振込口座

りそな銀行 京都支店 普通口座  
 1799376 (気候ネットワーク)

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、風力発電による自然エネルギーで印刷しました。

